

公立富岡総合病院・公立七日市病院は、  
地域からより必要とされる公立病院として  
新たにスタートします。

企業長就任のあいさつ

富岡地域医療企業団企業長兼  
公立富岡総合病院長 佐藤尚文

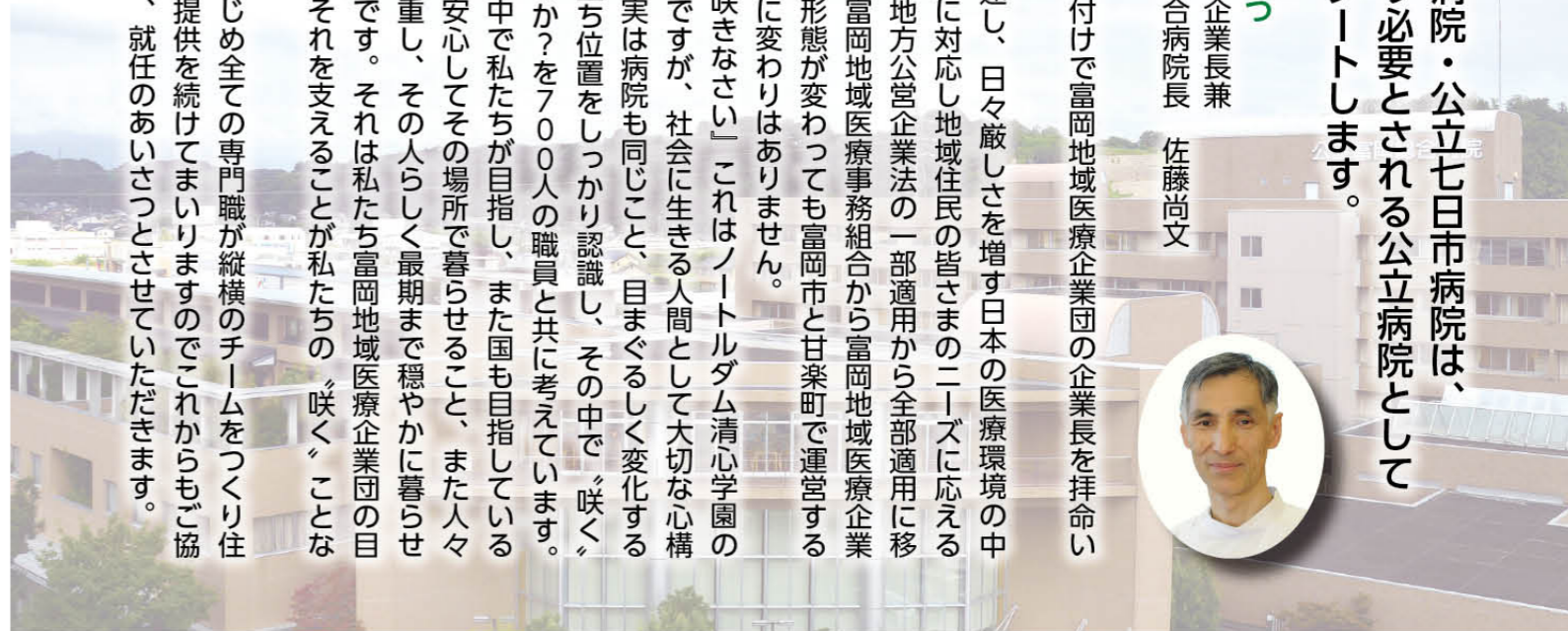


平成30年4月1日付けで富岡地域医療企業団の企業長を拝命いたしました。

少子高齢化が加速し、日々厳しさを増す日本の医療環境の中で、その変化に迅速に対応し地域住民の皆さまのニーズに応えるため、この4月より地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行しました。名称も富岡地域医療事務組合から富岡地域医療企業団となります。経営形態が変わっても富岡市と甘楽町で運営する公立病院であることに変わりはありません。

「置かれた場所で咲きなさい」これはノートルダム清心学園の渡辺和子さんの名著ですが、社会に生きる人間として大切な心構えと思っています。実は病院も同じこと、目まぐるしく変化する社会環境の中での立ち位置をしっかり認識し、その中で「咲く」とはどんなことなのか？を700人の職員と共に考えています。刻々と変わる社会の中で私たちが目指し、また国も目指しているのは、全ての人が安心してその場所で暮らせること、また人々の生き方や想いを尊重し、その人らしく最後まで穏やかに暮らせる社会をつくることです。それは私たち富岡地域医療企業団の目的そのものですし、それを支えることが私たちの「咲く」ことなのです。

医師、看護師をはじめ全ての専門職が縦横のチームをつくり住民の皆さまに医療の提供を続けてまいりますのでこれからもご協力をお願い申し上げます、就任のあいさつとさせていただきます。



## 固定資産税

## 縦覧と第1期納期

### ●縦覧

納税者が他の土地や家屋の価格との比較を通して自己の土地や家屋に関する評価が適正かどうかを判断してもらうため、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

また、縦覧期間内に限り、納税者は名寄帳を無料で取得できます。(借地・借家人や1月2日以降に所有者となった人は有料)

**縦覧期間** 5月31日(木)まで  
(土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)

**縦覧場所** 税務課(行政棟1階5番窓口)  
**縦覧できる人** 納税者(本人、委任を受けた人、納税管理人が相続人)

**縦覧できる内容**

- ▼土地価格等縦覧帳簿  
所在、地番、地目、地積、価格(評価額)
- ▼家屋価格等縦覧帳簿  
所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格(評価額)
- 縦覧に必要な物 マイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができる物
- ※代理人の場合は、委任状と印章(朱肉を使う物)など。

### ●土地の評価を見直します

本年度は、3年ごとに固定資産の評価額を見直す「評価替え」の年です。今回の評価替えでは、主に次の2点について土地評価の見直しを行います。

- ▼現況地目の調査による見直し  
航空写真や現地調査で土地の利用状況を調査し、利用状況と登記上の地目を総合的に判断して評価を見直します。
- ▼街路条件の調査による見直し  
道路幅員拡張などによる街路条件の変更箇所を調査し、街路に隣接する土地の評価を見直します。

### ●家屋を新増築・取り壊した人は、税務課にご連絡を

- 固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。課税対象の状況をより的確に把握し、適正な課税を行うために、次に該当するときは、ご連絡ください。
- ▼土地の用途を変更したとき。
- ▼家屋を新増築や取り壊したとき。
- ▼店舗や事務所として使用していた家屋を居住用に変更したとき。または、その逆のとき。(住宅用地には一定の条件を満たすと税額の特例があります)
- ▼登記していない家屋の所有者が変更になったとき。

## 人間ドック・脳ドックの費用を助成します

	国民健康保険(国保)	後期高齢者医療制度				
<b>対象者</b>	本市の国民健康保険(国保)に加入し、国保税を完納している世帯の35歳以上の人。 (日帰り・1泊2日・脳ドックのいずれか1種類) ※脳ドック以外は、特定健康診査との重複受診はできません。	本市に住居登録している人で、後期高齢者医療保険料を完納している人。 (日帰り・1泊2日・脳ドックのいずれか1種類) ※脳ドック以外は、健康診査との重複受診はできません。				
<b>申し込み</b>	下記の医療機関に直接予約をした後、国保年金課(行政棟1階2番窓口)か妙義中央公民館へ。 持参する物 ▷被保険者証 ▷印章(朱肉を使う物) ※6月以降に申し込みをする人は、「特定健康診査・健康診査の受診券(5月下旬に郵送予定)」も持参。					
<b>受診期間</b>	平成31年3月31日(木)まで					
	<b>医療機関名</b>	<b>区分</b>	<b>受診日</b> (休日を除く)	<b>総費用額(円)</b>	<b>助成金額(円)</b>	<b>自己負担額(円)</b>
公立富岡総合病院 ☎63-2111	日帰り	1泊2日	毎週月～金曜日	39,960	25,000	14,960
			毎週月～金曜日	64,800	38,000	26,800
	脳			32,400	20,000	12,400
下仁田厚生病院 ☎82-3555	日帰り		毎週月・金曜日	34,560	25,000	9,560
	1泊2日		毎週水曜日	63,720	38,000	25,720
※該当日が休日の場合は、休診となります。						
●特定健康診査・健康診査と人間ドック(脳ドックを除く)を重複受診した場合、後から受診した費用は全額自己負担になりますのでご注意ください。						
問い合わせ 国保年金課(☎内線1123)						



問い合わせ 税務課(☎内線1181・1182)

## 固定資産税についてよくある質問 Q&A



**Q.1 平成30年1月20日に取り壊した家屋が平成30年度に課税されたのは?**

**A.1** 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に所在している固定資産を対象とし、1年間分全てが課税されます。したがって、平成30年1月20日に取り壊された家屋も、1月1日には存在していたことから、平成30年度の固定資産税の課税対象になります。

**Q.2 住宅を取り壊したら、税額が急に高くなったのは?**

**A.2** 一定要件を満たす住宅がある宅地は、住宅用地に対する課税標準の特例が適用され、土地の税額が減額されます。しかし、住宅を取り壊したり、用途を変更(住宅を店舗に)したりすると、減額の適用から外れ、本来の税額に戻るためです。

**Q.3 家屋に係る固定資産税が急に上がったのは?**

**A.3** 新築の住宅に対しては、一定の要件により、3～7年度分に限り、120平方メートルまでの税額が2分の1に減額されます。この減額適用期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。

**Q.4 家屋が老朽化していくのに、評価額が下がらないのは?**

**A.4** 家屋の評価額は、建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、その価格を求めます。また、全国一律に3年ごとに評価替えを行い、評価額の見直しを行います。しかし、家屋の構造や用途により下限(最終減価率)が2割と設定されているため、下限に達した家屋の評価額は下がりにません。